

産業医をお探しの企業ご担当者様へ

労働安全衛生法により、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場は、産業医を選任することが義務とされています。

当クリニックでは健康診断業務と産業医対応を一体でご提供することができます。

労働安全衛生法に基づく健康診断後の事後措置対応や職場環境の改善・維持へのアドバイスなど、従業員様の労働環境整備と健康維持の両立にきめ細かくご対応いたします。

また、従業員様が 50 人に満たない事業場においては、産業医の選任義務はありませんが、従業員様の健康管理をしっかりと実施したいとお考えの企業様のリクエストにもご対応させていただきます。

産業医サービスのご要望やご質問、費用についてなどお気軽にお問い合わせくださいませ。